

令和5年6月1日改訂 各工事仕様書 新旧対照表

○建築解体工事仕様書

章	改訂前	改訂後	備考
II 工事仕様 1 共通事項	<p>(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共通仕様書」という)による。</p> <p>ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版〔平成31年4月改定〕」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版〔平成31年4月改定〕」(以下「改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」(以下「電気改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「機械改修標準仕様書」という)による。</p> <p>(2)電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</p>	<p>(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)による。</p> <p>ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」(以下「電気改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「機械改修標準仕様書」という)による。</p> <p>(以下削除)</p>	最新の改訂年月日に修正。
第3章			
3 杭 (3.9.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体 (・ 引抜き工法 ・ 破碎撤去工法) ・ 残置 図示による 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体する (・ 引抜き工法 ・ 破碎撤去工法) ・ 解体しない 	書きぶりを修正。
4 構内舗装、樹木等 (3.11.1)	樹木等の撤去 * 伐採及び抜根 ・ 移植又は残置 図示による	舗装の路盤の解体 ・ 行う ・ 行わない 樹木等の撤去 * 伐採及び抜根 ・ 移植又は残置 図示による	舗装の路盤の解体について追記
第5章			
1 施工計画調査 (5.1.2)	空白	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 () 採取箇所数 () 	鋼構造塗膜塗料に含まれる有害物質の検査項目について追記。

第6章

2 調査

分析調査 ・ 行う（対象は図示による） ・ 行わない
 分析方法 ・ JIS A 1481-1
 ・

- * 石綿含有建材の事前調査
 工事の着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
 貸与資料（ ）
- ・ 分析による石綿含有建材の調査
 分析対象
 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライド、トレモライト
 分析方法

材 料 名	分析方法（定性）	分析方法（定量）
	JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
 サンプル数 1箇所あたり3サンプル
 採取箇所 ・ 図示 ・

分析調査箇所と方法について、詳細に記載できるよう、項目を追記。

3 石綿粉じん濃度測定
 (6.1.3)

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
	測定2		調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
*	測定4		負圧・除塵装置の排出口 出口吹出し風速 1m/sec以下の位置	・ 各1点 ・ 各2点
*	測定5		処理作業室外 （敷地境界）	・ 各1点 ・ 4方向各1点
*	測定6	処理作業後 （シート養生中）	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点
・	測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
・	測定8	（シート撤去後 1週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点

測定方法

	測定3	測定1、2、4、6、7、8	測定3
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	
試料の吸引流量 (l/min)	・ 1 ・ 5	・ 5 ・	・ 10 ・
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・	・ 120 ・	・ 240 ・

測定箇所は図示による

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
*	測定4		セキュリティゾーン入口	・ 各1点 ・ 各2点
*	測定5		臭じん・排気装置の排出口 出口吹出し風速 1 m/sec以下の位置 （処理作業差外の場合）	・ 各1点 ・ 各2点
*	測定6		処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 各1点 ・ 4方向各1点
*	測定7	処理作業後 （シート養生中）	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点
・	測定8	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点
・	測定9	（シート撤去後 1週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点

測定方法

- ・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

- ・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (l/min)	試料の吸引時間 (min)
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定（ ）	25	5	30
・ 測定（ ）	47	10	120
・ 測定（ ）	47	10	240
・ 測定（ ）			

追記。

<p>4 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～3)</p>	<p>除去対象範囲 * 図示による 除去工法 * 解体共通仕様書6.3.2(1)による 飛散防止 * 密封処理 (* 湿潤化・セメント固化) 処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)</p>	<p>・ 石綿含有吹付け材の除去 除去範囲 * 図示 ・ 除去工法 * 解体共通仕様書6.3.2(1)による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 * 湿潤化 ・ 固化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p>	<p>追記。</p>
<p>5 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～4)</p>	<p>除去対象範囲 * 図示による 作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)</p>	<p>・ 石綿含保温材等の除去 除去範囲 * 図示 ・ 除去工法 * 原形のまま、手ばらし ・ 破碎して除去 除去した石綿含有吹保温材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ・ 石綿含保温材等の除去 除去範囲 * 図示 ・ 除去工法 * 原形のまま、手ばらし ・ 破碎して除去 除去した石綿含有吹保温材等の処分 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p>	<p>追記。</p>

<p>6 石綿含有成形板の除去 (6.5.1～4)</p>	<p>除去対象範囲 * 図示による 作業場の隔離 ・ 行う ・ 行わない 処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設)</p>	<p>・ 石綿含成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種以外) の除去 除去範囲 * 図示 ・ 除去した石綿含有吹保温材等の処分 ・ 石綿含有せっこうボード * 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設) ・ 石綿含成形板 (石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種) の除去 除去範囲 * 図示 ・ 養生方法 ・ 除去した石綿含有吹保温材等の処分 ・ 石綿含有せっこうボード * 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p>	<p>追記。</p>
-----------------------------------	---	---	------------

<p>7 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1～5)</p>	<p>(新設)</p>	<p>・石綿含仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除去工法 ・ ＊石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第6条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度） ・集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa以上） ・超音波ケレン工法(HEPAフィルター付き掃除機併用) ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度） ・剥離剤併用超高压水洗工法（100MPa程度） ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法</p> <p>除去対象範囲 ＊図示 作業場の隔離 ＊行わない ・行う 試験施工 ＊行わない ・行う</p> <p>除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）</p> <p>除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ＊解体共通仕様書6.3.3による ・確認及び後片付け ＊解体共通仕様書6.3.4の(ア)、(イ)、(ウ)及び(カ)による</p>	<p>標準仕様書の改定にともない新設。</p>
------------------------------------	-------------	---	-------------------------

○建築工事仕様書

章	改訂前	改訂後	備考
1 共通事項 II 工事仕様	<p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版〔平成31年4月25日改定〕」（以下「標準仕様書」という）による。ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版〔平成31年4月改定〕」（以下「改修標準仕様書」という）による。</p>	<p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版〔令和4年3月改定〕」（以下「標準仕様書」という）による。ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版〔令和4年3月改定〕」（以下「改修標準仕様書」という）による。</p>	<p>最新の改訂年月日に修正。</p>
1. 適用基準等	<p>・ 建築工事標準詳細図（平成28年度版）国土交通省大臣官房営繕部監修</p>	<p>・ 建築工事標準詳細図（令和4年度版）国土交通省大臣官房営繕部監修</p>	<p>最新の改訂年月日に修正。</p>
8. 交通安全管理	<p>取扱いは平成19年4月26日付技第26号による</p>	<p>取扱いは「建築工事における交通誘導員当の取り扱い基準」（営繕課HP掲載）による</p>	<p>取扱いがHPで公表されていなかったため営繕課HPに掲載することとして、その旨を記載する。</p>
第2章以降			
2. 仮設工事以降	<p>国土交通省が作成している特記仕様書と同様の書きぶりに修正。 （令和5年1月11日付営第636号により意見照会済）</p>		

○建築改修工事仕様書

章	改訂前	改訂後	備考																																																																																																																																												
<p>1 共 通 事 項 II 工 事 仕 様</p>	<p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版〔平成31年4月改定〕」（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版〔平成31年4月改定〕」（以下「標準仕様書」という）による。</p>	<p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版〔令和4年3月改定〕」（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版〔令和4年3月改定〕」（以下「標準仕様書」という）による。</p>	<p>最新の改訂年月日に修正。</p>																																																																																																																																												
<p>7.発生材の処理</p>	<p>産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による</p> <table border="1" data-bbox="436 566 907 901"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>搬出場所</th> <th>距離 (Km)</th> <th>DI D 区間 (有・無)</th> <th>処分費 (有・無)</th> <th>備考 (再資源化の有無等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特定建設資材</td> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・アスファルト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別管理産業廃棄物</td> <td>・石綿含有吹付け材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石綿含有保温材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石綿含有成形板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有建材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	DI D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化の有無等)	特定建設資材	・コンクリート塊					有	・アスファルト塊					有	・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有	・木材					有	特別管理産業廃棄物	・石綿含有吹付け材						・石綿含有保温材						・石綿含有成形板						・PCB含有建材						その他													<p>産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による</p> <table border="1" data-bbox="1008 566 1478 901"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>搬出場所</th> <th>距離 (Km)</th> <th>DI D 区間 (有・無)</th> <th>処分費 (有・無)</th> <th>備考 (再資源化の有無等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">特定建設資材</td> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・アスファルト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特別管理産業廃棄物</td> <td>・石綿含有吹付け材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石綿含有保温材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・石綿含有成形板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PCB含有建材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>・金属くず</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃プラ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	DI D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化の有無等)	特定建設資材	・コンクリート塊					有	・アスファルト塊					有	・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有	・木材					有	特別管理産業廃棄物	・石綿含有吹付け材						・石綿含有保温材						・石綿含有成形板						・PCB含有建材						その他	・金属くず						・廃プラ						<p>追記</p>
項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	DI D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化の有無等)																																																																																																																																									
特定建設資材	・コンクリート塊					有																																																																																																																																									
	・アスファルト塊					有																																																																																																																																									
	・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有																																																																																																																																									
	・木材					有																																																																																																																																									
特別管理産業廃棄物	・石綿含有吹付け材																																																																																																																																														
	・石綿含有保温材																																																																																																																																														
	・石綿含有成形板																																																																																																																																														
	・PCB含有建材																																																																																																																																														
その他																																																																																																																																															
項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	DI D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化の有無等)																																																																																																																																									
特定建設資材	・コンクリート塊					有																																																																																																																																									
	・アスファルト塊					有																																																																																																																																									
	・コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有																																																																																																																																									
	・木材					有																																																																																																																																									
特別管理産業廃棄物	・石綿含有吹付け材																																																																																																																																														
	・石綿含有保温材																																																																																																																																														
	・石綿含有成形板																																																																																																																																														
	・PCB含有建材																																																																																																																																														
その他	・金属くず																																																																																																																																														
	・廃プラ																																																																																																																																														
<p>8. 交通安全管理</p>	<p>取扱いは平成19年4月26日付技第26号による</p>	<p>取扱いは「建築工事における交通誘導員当の取り扱い基準」（営繕課HP掲載）による</p>	<p>取扱いがHPで公表されていなかったため営繕課HPに掲載することとして、その旨を記載する。</p>																																																																																																																																												

22.施工計画調査		<ul style="list-style-type: none"> ・ P C Bを含む可能性のある機器類 現場にてサンプルを採取し、含有の有無を分析する。 採取場所 () 採取機器 () 採取箇所数 () ・ 廃油の種別 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 部材が異なる毎に 1 箇所 ・ 廃酸又は廃アルカリの種別 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 部材が異なる毎に 1 箇所 ・ ダイオキシン類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所 () 採取箇所数 () ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ P C B ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 () 採取箇所数 () 	工事で分析を行う可能性があるため。
第 2 章以降			
2. 仮設工事以降	<p style="text-align: center;">国土交通省が作成している特記仕様書と同様の書きぶりに修正。 (令和 5 年 1 月 1 日付営第636号により意見照会済)</p>		

○電気設備工事仕様書

章	改訂前	改訂後	備考
<p>1 共通事項 II 工事仕様</p>	<p>(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版」（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成31年版」による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和31年版」（以下「改修標準仕様書」という）による。</p>	<p>(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版」による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」（以下「改修標準仕様書」という）による。</p>	<p>最新の改訂年月日に修正。</p>
<p>1. 一般共通事項 3. 環境への配慮</p>	<p>本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとす</p>	<p>本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとす</p>	<p>閣議決定日の変更。</p>
<p>各項目の単位</p>	<p>KVA</p>	<p>kVA</p>	<p>表記の修正。</p>
<p>1. 一般共通事項 7. 現場事務所</p>		<p>・設置できない</p>	<p>建築、機械の記載と統一。（追記）</p>
<p>1. 一般共通事項 9. 発生材の処理</p>	<p>品目</p> <p>・アスベスト含有設備資機材</p> <p>・アスベスト含有設備資機材は関係法令等に従い適切に処理する。 ・撤去するアスベスト含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認しアスベスト含有分析の要否を判定する。</p>	<p>品目</p> <p>・石綿含有建材</p> <p>・石綿含有建材は関係法令等に従い適切に処理する。 ・撤去する石綿含有建材は機器の製造年、品番等を確認し石綿含有分析の要否を判定する。</p>	<p>名称を「石綿」に統一。</p>

1. 一般共通事項 10. 交通安全管理	(注) 交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。 取り扱いは平成19年4月26日付技第26号による	(注) 交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。 取扱いは「建築工事における交通誘導員等の取扱い基準」(営繕課HP掲載)による	取り扱い内容について営繕課ホームページに掲載とする内容に修正。
1. 一般共通事項 13. 保全に関する資料	書類名 主要機器製造者一覧	(削除) 機器性能試験成績書	建築、機械の記載と統一。(削除と追記)
1. 一般共通事項 15. 耐震措置	建築物等の利用に関する説明書(電子データ共(CD-R等)) 設計用標準水平震度 重要機器は次のものを示す。 ・交換機	建築物等の利用に関する説明書の電子データ(CD-R等) 設計用標準水平震度(Ks) 重要機器は次のものを示す。 ・電話交換機	機械の表記と統一。 交換機に「電話」を追記。
1. 一般共通事項 16. 耐震施工	呼び径が82mm以下の単独配管、幅400mm未満のケーブルラック 周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm以下の集合配管 吊り材の長さが平均0.2m以下の配管配線等 試験方法は引張試験機による引張試験とする。	3)あと施工アンカーの引き抜き試験 対象機器は重要機器及び一般機器とする。 試験本数は対象機器1台につき、3本とする。 試験箇所は監督職員の指示による。 (注) 機器重量が1kNを以下の機器は使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。 (a) 呼び径が82mm以下の単独配管 (b) 周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm未満のケーブルラック及び幅400mm以下の集合配管 (c) 定格電流600A以下のバスダクト (d) つり材の長さが平均0.2m以下の配管配線等	17.あと施工アンカーの内容を追記。 試験本数を1本⇒3本とする。
1. 一般共通事項 (旧)17.あと施工アンカー	確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする。 試験箇所数は、特定の施設かつ重要な機器の場合は全数とし、その他の機器は1つの機器に対し1本以上とし、監督職員の指示による。 また、試験箇所は監督職員の指示による。	(削除)	機械の記載と統一。(追記) 表記の修正。 「定格電流600A以下のバスダクト」の追記。
			15.耐震措置へ追記。

1. 一般共通事項 1 7. 他工事との取合	・別途工事	・別途建築工事	全項目に「建築」を追記。
	梁・壁・床貫通部の補強及びスリーブ 補強 ・ 本工事 ・ 別途工事 スリーブ ・ 本工事 ・ 別途工事	梁・壁・床貫通部の補強 補強 ・ 本工事 ・ 別途建築工事	他工事で行うことが無いため、スリーブの内容を削除。
	照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート インサート ・ 本工事 ・ 別途工事	(削除)	他工事で行うことが無いため、内容を削除。
1. 一般共通事項 3 1. 足場	本工事で設置する。 ・ 内部足場 (種) ・ 外部足場 (種)	「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省平成21年4月策定)」による。 ・ 本工事で設置する 外部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 内部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ 建築工事設置の足場を利用	建築の表記と統一。
1. 一般共通事項 3 2. 土工事 建設発生土の処分	2) 建設発生土の処理 現場説明書による	2) 建設発生土の処理 ・ 構内指定場所に敷ならし ・ 構内指定場所に堆積 ・ 現場説明書による	「建設発生土の処分」の表記を削除。 建築の表記と統一。(追記)
1. 一般共通事項 3 2. 土工事 建設発生土の処分			建築の表記と統一。(削除)
1. 一般共通事項 4 1. 事前調査等		・ 分析調査 (定性分析) を行い、結果を報告する。 ・ 試料採取箇所 () 試料数 () ・ 図示による	建築の表記と統一。(追記)
1. 一般共通事項 4 2. 施工計画調査		分析調査 ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所 () 採取箇所数 ()	塗膜塗料にPCB等が含まれている可能性があるため、有害物質の種類、採取場所と採取箇所数の記載を追加。
1. 一般共通事項 4 4. 木製安全施設製品		(注) 取り扱いは平成25年3月8日付営第945号による	建築、機械の記載と統一。(追記)

3. 電力貯蔵設備 B 交流無停電電源装置 (UPS)	1. 形式 ・ UPS ・ 簡易形	1. 方式 ・ 常時インバータ給電方式 (・ 簡易型) ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式	形式から方式へ記載内容変更。
18. 屋外設備 2 埋設標	標準図 (電力75) により設置する。	標準図 (電力69) により設置する。	標準図改定に伴う記載ページ変更。
18. 屋外設備 4 地中埋設深さ	・ GL-600mm () ・ GL-300mm () ただし、舗装のある場合は、上記によらず路盤下より300mmとする。 埋設深さは、地表面又は路盤下より配管上端までとする。	・ GL-600mm () ・ GL-300mm () ただし、舗装のある場合は、上記によらず舗装下面から300mm以上とする。 埋設深さは、地表面又は路盤下より配管上端までとする。	表記を「路盤下」から「舗装下面」へ変更。

○機械設備工事仕様書

章	改訂前	改訂後	備考
1 共通事項 II 工事仕様	(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)平成31年版」による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和31年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。	(1)図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版」による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。	最新の改訂年月日に修正。
1. 一般共通事項 3. 環境への配慮	本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとす	本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達推進に関する基本方針(令和5年2月25日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとす	閣議決定日の変更。
1. 一般共通 4. 官公署その他への届出手続等	液化石油ガス設備工事を施工する際は着手前にガス供給事業者に着事前説明を行い、完了時に完成図を提出すること。	標準仕様書によるほか、液化石油ガス設備工事を施工する際は着手前にガス供給事業者に着事前説明を行い、完了時に完成図を提出すること。	語句追加。

- 1. 一般共通
- 8. 発生材の処理

産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。

項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	D I D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化 の有無等)
特定建設資材	・ コンクリート塊					
	・ アスファルト塊					
	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材					
	・ 木材					
特別管理産業廃棄物	・ アスベスト含有設備資機材					
家電リサイクル法に基づく物	・ 家電リサイクル製品					
フロン回収破壊法に基づく物	・ フロンガス					
その他	・ 金属くず					
	・ 廃プラ					
	・ ガラスくず					

- ・ アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令等に従い適切に処理する。
- ・ 撤去するアスベスト含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認しアスベスト含有分析の要否を判定する。

産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。

項目	品目	搬出場所	距離 (Km)	D I D 区間 (有・無)	処分費 (有・無)	備考 (再資源化 の有無等)
特定建設資材	・ コンクリート塊					有
	・ アスファルト塊					有
	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材					有
	・ 木材					有
特別管理産業廃棄物	・ 石棉含有建材					
家電リサイクル法に基づく物	・ 家電リサイクル製品					
フロン回収破壊法に基づく物	・ フロンガス					
その他	・ 金属くず					
	・ 廃プラ					
	・ ガラスくず					

- ・ 石綿含有建材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令等に従い適切に処理する。
- ・ 撤去する石綿含有建材は機器の製造年、品番等を確認し石綿含有分析の要否を判定する。

建築及び電気工事の特記仕様書に合わせ語句修正。

- 1. 一般共通事項
- 9. 交通安全管理

（注）交通誘導員 A、B は警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。
 取り扱い は平成 1 9 年 4 月 2 6 日付技第 2 6 号による

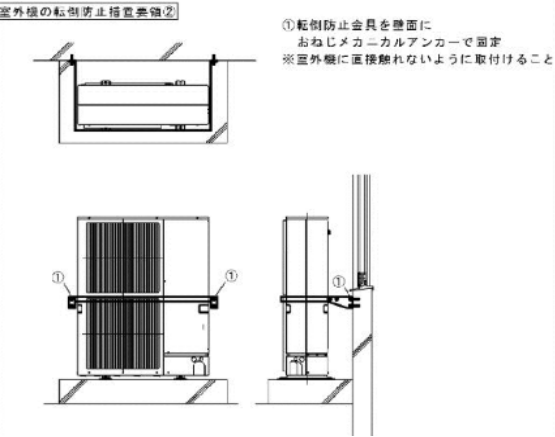
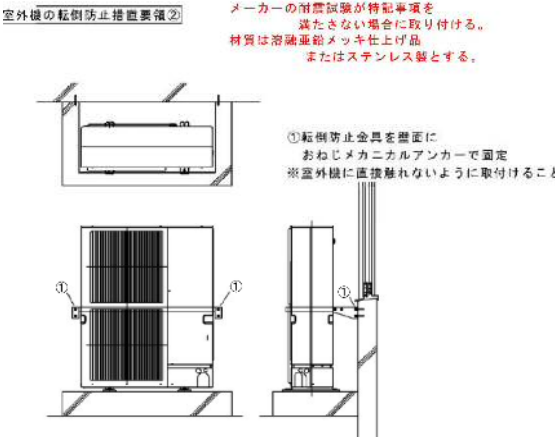
（注）交通誘導員 A、B は警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。
 取扱いは「**建築工事における交通誘導員等の取扱い基準**」（営繕課HP掲載）による

取り扱い内容について営繕課ホームページに掲載とする内容に修正。

<p>1.一般共通 18.総合試運転調整</p>	<p>装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般飲料水適否簡易検査（12項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 一般飲料水適否検査（16項目） 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機酸（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、導電率EC ・ 水道法施行規則による水質検査 ・ 雑用水の水質検査 <p>測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。</p>	<p>装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般飲料水適否簡易検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく11項目） ・ 一般飲料水適否検査（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく16項目） ・ 水道法施行規則による水質検査 ・ 雑用水の水質検査 <p>測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。</p>	<p>根拠法令の追記及び項目の削除</p>
<p>1.一般共通 17.保温</p>	<p>2) スラブ上転がし排水管（耐火二層管を除く）はグラスウール保温材を施工し、保温厚が確保できない場合はグラスウール保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。</p>	<p>2) スラブ上転がし排水管（耐火二層管を除く）はグラスウール保温材とし、保温厚が確保できない場合はグラスウール保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。ただし、ユニット付属部は耐火二層管とする。</p>	<p>語句修正。</p>
<p>1.一般共通 18.塗装</p>	<p>1) ⑦アルミニウム、ステンレス、鋼、溶融アルミニウム、亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面</p>	<p>1) ⑦アルミニウム、ステンレス、鋼、溶融アルミニウム、亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面</p>	<p>語句修正。</p>

<p>1.一般共通 19.耐震措置</p>	<p>2) 重要機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽類 (受水槽、高架水槽) ・ 給水ポンプ (加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ) ・ 危険物貯蔵装置 (オイルタンク、サービスタンク) ・ オイルポンプ ・ エアコン室外機 (ルームエアコンは除く) </p> <p>3) 一般機器 重要機器以外のもので機器重量が1kN (102kgf) を超える機器</p> <p>4) 下記に示す機器は、建物の種別によらず、特定の施設かつ重要機器とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火設備機器 (消火ポンプユニット、自動消火設備機器、パッケージ形消火設備機器) ・ 全熱交換器 </p> <p>5) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>6) エレベーターの耐震クラス <ul style="list-style-type: none"> ・ S14 ・ A14 エレベーターの設計用標準水平震度 (Ks) は標準仕様書による。</p> <p>7) 地域係数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.9 </p> <p>8) あと施工アンカーの引き抜き試験 試験方法は引張試験機による引張試験とする 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引き抜き力以上とする 試験箇所数は、特定の施設かつ重要な機器の場合は全数とし、その他の機器は1つの機器に対し1本以上とし、監督職員の指示による。また、試験箇所は監督職員の指示による。</p> <p>2) ~ 4) に該当しない機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ する () ・ しない (注) 使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。 </p>	<p>2) 重要機器 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水槽類 (受水槽、高架水槽) ・ 給水ポンプ (加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ) ・ 消火設備機器 (消火ポンプユニット、自動消火設備機器、パッケージ形消火設備機器) ・ 危険物貯蔵装置 (オイルタンク、サービスタンク) ・ オイルポンプ ・ エアコン室外機 (ルームエアコンは除く) </p> <p>3) 一般機器 重要機器以外のもので機器重量が1kNを超える機器</p> <p>4) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>5) エレベーターの耐震クラス <ul style="list-style-type: none"> ・ S14 ・ A14 エレベーターの設計用標準水平震度 (Ks) は標準仕様書による。</p> <p>6) 地域係数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.9 </p> <p>7) あと施工アンカーの引き抜き試験 対象機器は重要機器及び一般機器とする。 試験本数は対象機器1台につき、3本とする。 ただし、エアコン室外機は機器1台につき、1本とする。 試験箇所は監督職員の指示による。 試験方法は引張試験機による引張試験とする 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引き抜き力以上とする (注) 機器重量が1kN以下の機器は使用するアンカーメーカーの強度試験資料を監督職員に提出し承諾をうけること。</p>	<p>対象機器の整理、あと施工アンカーの引き抜き試験の試験本数等について見直しを行った。</p>
<p>1.一般共通 20.耐震施工</p>	<p>2) 横引き配管等は地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう建築設備耐震設計・施工指針2014年版によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。 ただし、次の場合を除く。 ①吊り長さが平均0.2m以下、かつ、40A以下の配管 (鋼管は20A以下) ②吊り長さが平均0.2m以下、かつ、周長1.0m以下のダクト</p>	<p>2) 横引き配管等は地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう建築設備耐震設計・施工指針2014年版によるSA種、A種又はB種耐震支持を行う。 ただし、次の場合を除く。 ①吊り長さが平均0.2m以下、または、40A以下の配管 (鋼管は20A以下) ②吊り長さが平均0.2m以下、または、周長1.0m以下のダクト</p>	<p>語句修正。</p>
<p>1.一般共通 21.他工事との取り合い</p>		<p>9) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事 () () ・ 別途建築工事 () () </p>	<p>業界要望により、追記</p>

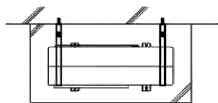
<p>1.一般共通 2 4 .支持金物、固定金物</p>	<p>1) ポンプ及び室外設置機器、ピット内、多湿箇所のアンカーボルト、ナット類はステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（2種35）とする。 2) 屋外及びピット内、多湿箇所の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（2種35）とする。 3) 屋外及びピット内、多湿箇所に使用する鋼材類はステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（2種35）とする。</p>	<p>1) ポンプ及び屋外設置機器、ピット内、多湿箇所のアンカーボルト、ナット類はステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZT49）とする。 2) 屋外及びピット内、多湿箇所の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZT49）とする。 3) 屋外及びピット内、多湿箇所に使用する鋼材類はステンレス製（SUS304）、又は溶融亜鉛めっき仕上げ（HDZT49）とする。</p>	<p>語句修正及びJISの改正に合わせて</p>
<p>1. 一般共通事項 2 8. 足場</p>	<p>本工事で設置する。 ・ 内部足場（ 種） ・ 外部足場（ 種）</p>	<p>「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）」による。 ・ 本工事で設置する 外部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 内部足場 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ 建築工事設置の足場を利用</p>	<p>建築の表記と統一。</p>
<p>1. 一般共通事項 2 9. 土工事</p>	<p>2) 建設発生土の処理 現場説明書による</p>	<p>2) 建設発生土の処理 ・ 構内指定場所に敷ならし ・ 構内指定場所に堆積 ・ 現場説明書による</p>	<p>建築の表記と統一。</p>
<p>1. 一般共通事項 3 7. 事前調査</p>		<p>分析調査（定性分析）を行い、結果を報告する。 ・ 試料採取箇所（ ） 試料数（ ） ・ 図示による 分析調査</p>	<p>建築の表記と統一。</p>
<p>1. 一般共通事項 3 8. 施工計画調査</p>		<p>・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所（ ） 採取箇所数（ ）</p>	<p>塗膜塗料にPCB等が含まれている可能性があるため、採取場所と採取箇所数の記載を追加。</p>
<p>2. 衛生器具設備 3. 小便器</p>	<p>・ 壁掛型（低リップ） ・ 床置型</p>	<p>・ 据付方式 ・ 壁掛型（低リップ） ・ 床置型</p>	<p>他の項目に合わせて表記を修正。</p>
<p>3.給水設備 2.配管材料</p>	<p>1) 一般配管用 ・ 給水用高密度ポリエチレン管（PWA 005） 3) 土間配管用 ・ 給水用高密度ポリエチレン管（PWA 005）</p>	<p>1) 一般配管用 ・ 給水用高密度ポリエチレン管 3) 土間配管用 ・ 給水用高密度ポリエチレン管</p>	<p>業者指定となるため、削除</p>

	<p>4) 屋外埋設用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水用高密度ポリエチレン管 (PWA 005) 	<p>4) 屋外埋設用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水用高密度ポリエチレン管 	
<p>3.給水設備 3.管の接合等</p>	<p>7) 給水用高密度ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち小さい方を適用する。</p>	<p>7) 給水用高密度ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち短い方を適用する。</p>	<p>語句修正。</p>
<p>4.排水設備 1.配管材料</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP) (JIS K 9798) 	<p>項目の追加</p>
<p>7.給湯設備 4.弁の耐圧</p>	<p>耐圧は5kとする。ただし、水道直結部分及び図示により示す部分は10kとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図記なき弁の耐圧は5kとする。 	<p>他の項目に合わせて表記を修正。</p>
<p>6.消火設備</p>	<p>1. 消火方法</p>	<p>1. 消火機器</p>	<p>標準仕様書に合わせ、語句修正</p>
<p>8.浄化槽設備</p>		<p>2. 人槽算定式</p>	<p>項目の追加</p>
<p>9.空調設備・換気設備 2.管の接合等</p>	<p>7) 給水用高密度ポリエチレン管、空調配管用高性能ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち小さい方を適用する。</p>	<p>7) 給水用高密度ポリエチレン管を使用する場合の配管支持間隔は標準仕様書及びメーカー施工標準のうち短い方を適用する。</p>	<p>語句修正。</p>
<p>施工要領図 室外機の転倒防止措置要領②</p>	<p>室外機の転倒防止措置要領②</p> 	<p>室外機の転倒防止措置要領②</p> <p>メーカーの耐震試験が特記事項を 満たさない場合に取り付ける。 材質は溶融亜鉛メッキ仕上げ品 またはステンレス製とする。</p> 	<p>室外機の転倒防止措置要領①に合わせて語句追加</p>

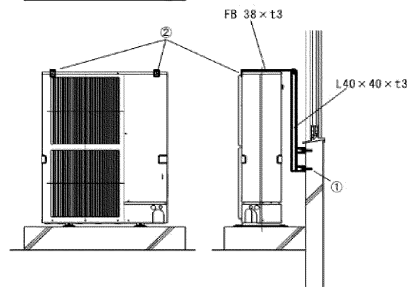
施工要領図

室外機の転倒防止措置要領③

室外機の転倒防止措置要領③

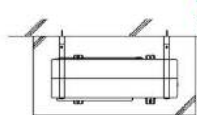


- ①転倒防止金具を壁面に
おねじメカニカルアンカーで固定
- ②室外機本体ボルトを取り外し、
転倒防止金具を取り付ける。
※室外機本体ボルトの長さが不足する場合は
ボルトを取り替える

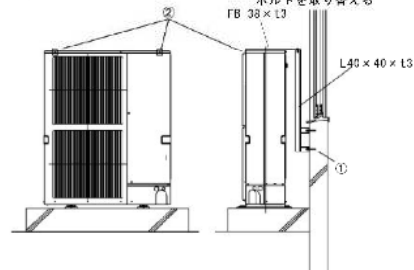


室外機の転倒防止措置要領②

メーカーの耐震試験が特記事項を
満たさない場合に取り付ける。
材質は溶融亜鉛メッキ仕上げ品
またはステンレス製とする。
注) 転倒防止金具を外装材にビス固定しないこと。



- ①転倒防止金具を壁面に
おねじメカニカルアンカーで固定
- ②室外機本体ボルトを取り外し、
転倒防止金具を取り付ける。
※室外機本体ボルトの長さが不足する場合は
ボルトを取り替える



室外機の転倒防止措置要領①に合わせ語句追加